

住所変更手続き 引っ越しの際は忘れなく！

転入

◆市外から引っ越して来た日から14日以内に、新しい住所の番地、アパート名などを確認し、転入の届け出をしてください。引っ越し前には届け出ができません。

届け出に必要なもの

- ▽前住所地で発行された転出証明書または住民基本台帳カード
- ▽届け出に来る人の印鑑
- ▽運転免許証や旅券、住民基本台帳カードなど、写真の張ってある、本人確認ができるもの

住民基本台帳カードをお持ちの人も 転出の届け出が必要です

転出届が転出先の市区町村に到着していないと、転入の手続きができません。忘れずに届け出をお願いします。転出を郵送で届け出る場合は、▽転出届の様式転出内容を記載した書面▽切手を張った返信用封筒を前住所地の市区町村に送付ください。

- カードは同封しないください(カードは転入の届け出の際に使用します)。
- 破損・紛失やパスワード忘れなどでカードが使用できない、引っ越してから14日以上過ぎてしまった一などの場合は、前住所地の市区町村で「転出証明書」の交付を受けてください。郵送で交付を受ける場合は、▽必要事項を記載した書面▽切手を張った返信用封筒を送付ください。
- カードは、転入先の市区町村での転入手続きが終わると効力を失い、回収されます。新しいカードの発行を希望する人は、窓口で申し出てください。

月曜日の窓口は午後7時まで

本庁および各支所では毎週月曜日(休日を除く)、市民課などの窓口業務を午後7時まで延長しています。主な業務は次のとおりです。ぜひご利用ください。

- ◇住民異動・戸籍の届け出、住民票・戸籍謄抄本の交付、印鑑登録および印鑑登録証明書の交付
- ◇国民健康保険・国民年金の届け出と相談
- ◇所得証明書などの交付、市税の窓口納付と相談
- ◇児童福祉関係の届け出と相談

◎問い合わせ先・郵送先…本庁市民課登録係または各支所市民課市民係

本庁	〒021-8501 (住所記載不要)	大東支所	〒029-0711 大東町大原字川内40
花泉支所	〒029-3105 花泉町涌津字一ノ町29	東山支所	〒029-0302 東山町長坂字西本町105-1
千厩支所	〒029-0803 千厩町千厩字北方174	川崎支所	〒029-0202 川崎町薄衣字諏訪前137
室根支所	〒029-1201 室根町折壁字八幡沖345		

転出

◆市外に引っ越す時は転出先の住所を確認し、引っ越しの前14日以内に、転出の届け出をしてください。

届け出に必要なもの

- ▽届け出に来る人の印鑑
- ▽運転免許証や旅券、住民基本台帳カードなど、写真の張ってある、本人確認ができるもの
- ▽印鑑登録をしている人は印鑑登録証
- ▽市で発行した健康保険被保険者証、医療費受給者証など

◆新しい市区町村に引っ越してからの手続きについては、「転入」の欄をご覧ください。

◆転出届をしないまま引っ越した場合、郵送による転出届の手続きができます。この場合、新しい住所地での転入届に必要な転出証明書送付用の、切手を張った返信用封筒を同封してください。

◆転出届の様式は、市のホームページからもダウンロードできます。また、①引っ越し人の氏名、生年月日②新住所、旧住所③引っ越しの年月日④届け出人の氏名、昼間に連絡ができる電話番号⑤住民基本台帳カードの有無一を記載した任意の書面での届け出も可能です。

◆転校などの手続きがある人は、別途、窓口に来ていただくかなければならない場合があります。

◆学生が進学のため市外に住む場合は、転出届の手続きが必要です。

転居(市内での引っ越し)

◆引っ越した日から14日以内に、新しい住所の番地、アパート名などを確認して届け出てください。引っ越し前には届け出ができません。

届け出に必要なもの

- ▽届け出に来る人の印鑑
- ▽運転免許証や旅券、住民基本台帳カードなど、写真の張ってある、本人確認ができるもの
- ▽市で発行した健康保険被保険者証、医療費受給者証、住民基本台帳カードなど

19年度に一関市が岩手県から権限移譲を受ける事務(主なもの)

法律名	移譲事務の概要	担当課
公有地の拡大の推進に関する法律	都市計画区域内の土地の先買いなどに関する事務	企画調整課
騒音規制法	騒音規制地域の指定などに関する事務	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物処理業者等への立入検査などに関する事務	生活環境課
県外産業廃棄物搬入事前協議条例	県外から県内に産業廃棄物を搬入する場合の事業者などに対する立ち入り検査に関する事務	
循環型地域社会の形成に関する条例	廃棄物を保管または放置している者に対する立ち入り検査に関する事務	
中小企業等協同組合法	組合の設立認可などの中小企業団体の運営に関する事務	商業観光課
中小小売商業振興法	商店街整備や店舗集団化などに関する事務	
森林法	森林内の開発行為や保安林内での間伐に関する事務	農地林務課
採石法・砂利採取法	岩石採取計画や砂利採取計画の認可に関する事務	
自然環境保全条例	県指定の自然環境保全地域および環境緑地保全地域内の行為の許可に関する事務	都市計画課
都市計画法	都市計画区域または準都市計画区域内の開発行為の許可などに関する事務	
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	液化石油ガスの販売、液化石油ガス器具等の製造および販売その他取り扱いなどに関する事務	消防本部 予防課
ガス事業法	都市ガス用器具の表示に関する事務	
旅券法(19年10月～)	一般旅券(パスポート)の発給申請などに関する事務(19年9月までは県で、10月からは市で行います)	市民課

市では、住民サービスの向上と住民に最も身近な行政体としての役割を果たすため、基盤の強化を図るため、県事務の権限移譲について、県との協議を進めてきました。19年4月から、19の法令に基づく294の事務の移譲を受けることになりました。旅券法に基づく一般旅券の発給申請などに関する事務のみ19年10月からとなります。

これにより、17年度以前に移譲を受けた108の事務と18年度に移譲を受けた「浄化槽設置届け出」「NPO法人の設立認証」「エコファーマーの認定」など198の事務を市が担うこととなります。

なお、19年度から移譲を受け、届け出先などの窓口が市となる事務は上の表のとおりですが、詳細については、担当課までお問い合わせください。

真柴第2工業団地 土地売買契約締結

(株)ウツキが新工場増設

各種発泡ポリレン製包装資材の製造を行う株式会社ウツキ(本社大崎市、資本金9600万円、控井幸朝代表取締役社長)は、真柴第2工業団地へ新工場を増設することとなり、2月5日、市との土地売買契約調印式が市役所本庁で行われました。

同社真柴工場(仮称)は、今回取得した8011平方メートルの敷地に鉄骨造り平屋建て、床面積2000平方メートルの工場を整備し、20年4月の操業開始を予定。従業員は、地元採用を中心に20人程度でスタートし、最終的に30人程度の体制と計画されています。

控井社長は「薄型テレビ向けの需要が拡大している中、これまで支障いただいていた一関市を信頼し、工場を建設することとした。今後ともよろしくお願ひしたい」とあいさつしました。



土地売買契約調印後握手を交わす(左から)松川支局長、控井社長、浅井市長、佐々木議長

19年度

2024の事務を県から移譲

事務手続き、届け出などが身近な窓口で一層便利に